

## 【その他・注意事項】

- ・この臨時窓口では、**マイナンバーカードの申請は受付できません**のでご注意ください。
- ・マイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）まで、電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。
- ・マイナンバーカード申請・受領、電子証明書の発行、暗証番号の再設定は事前予約制となりますので、詳しくは役場住民課（☎83-2182）までお問い合わせください。
- ・対象となるキャッシュレス決済サービスについては、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）などでご確認ください。
- ・キャッシュレス決済サービスにより、**事業者が指定する事前登録手続きが必要なものがあります。**マイナンバー総合フリーダイヤルやキャッシュレス決済サービス事業者にご確認ください。（例：Suica、イオンカード、セゾンカードなど）
- ・マイナポイント事業を騙った詐欺にごご注意ください。



## 【マイナポイント第2弾の概要】

令和4年12月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象です。

(1) 申込期限 令和5年2月28日

(2) 付与されるポイントの種類

種類	内容	付与方式
①マイナンバーカードを新規に取得で最大5,000円相当のポイント	マイナンバーカードを取得された方のうちマイナポイント第1弾に申し込んでいない方（マイナンバーカードをこれから取得される方も含む）が対象です。 マイナポイント第1弾に申し込んだ方で、最大5,000ポイントまで付与を受けていない場合は、引き続き上限（5,000ポイント）までポイントの付与を受けることができます。	マイナポイント申込で選択した決済サービスでのチャージまたはお買い物がポイントの付与対象です（利用金額の25%のポイント）。
②健康保険証としての利用申込で7,500円相当のポイント	お持ちのマイナンバーカードを、健康保険証として利用できるよう申し込み、マイナポイントの申し込みをするとポイントを受け取ることができます。	利用申込情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。
③公金受取口座の登録で7,500円相当のポイント	ご自身の預貯金口座を国（デジタル庁）に登録し、マイナポイントの申し込みをするとポイントを受け取ることができます。	利用申込情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。

(3) マイナポイントの申込方法

ご自身でお申し込みの方は、以下の方法でマイナポイントの申し込みができます。

- ①マイナンバーカード読取り可能なスマートフォンを利用して、マイナポイントアプリから申し込む。
- ②マイナンバーカード読取り可能なカードリーダーを接続したパソコンを利用して、マイナポイント申込サイトから申し込む。
- ③郵便局、コンビニ、携帯ショップなど、マイナポイント手続きスポットの端末を利用して申し込む。

※マイナンバーカードやマイナポイントについて詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

〔総務省ホームページ〕 [https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/index.html](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html)

※問い合わせは、総務課 ☎83-2259

